

旅行サービス手配業新規登録申請書類一覧表

NO	書類名	法	個	備考
1	山梨県収入証紙	○	○	山梨県収入証紙で15,000円(貼り付けせずに持参ください)
2	新規登録申請書(1)	○	○	申請者の住所は、『登記簿謄本の「本店(所在地)」』又は『住民票の「住所地」』とすること。
	新規登録申請書(2)	△	△	その他の営業所(支店)がある場合のみ提出する。
3	定款又は寄附行為	○		「目的欄」は、「旅行サービス手配業」又は「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とすること。
4	登記簿謄本	○		3か月以内のもの。「目的欄」は、「旅行サービス手配業」又は、「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とすること。
	事業者の住民票		○	3か月以内のもの。
5	役員の宣誓書	○		監査役を含む全役員の宣誓書(自署のもの)
	事業者の宣誓書		○	自署のもの
6	旅行サービス手配業務に係る事業の計画	○	○	
7	旅行サービス手配業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局及び関連部局の組織図。管理者を明記する。
8	旅行サービス手配業務取扱管理者選任一覧表	○	○	
	旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写し	△	△	旅行業務取扱管理者試験合格者を旅行サービス手配業務取扱管理者として選任する場合に提出が必要。
	旅行サービス手配業務取扱管理者研修の修了証	△	△	研修修了者を旅行サービス手配業務取扱管理者として選任する場合に提出が必要。
	旅行サービス手配業務取扱管理者の履歴書	○	○	
	欠格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	本人が自署したもの。代表者または役員が管理者の場合は、重複して提出は不要。
9	事故処理体制の説明書	○	○	「外部との連絡体制」の山梨県の欄には、観光企画課 電話055-223-3776と記載。

- ・丸印は、必ず提出する書類
- ・三角印は、該当あれば添付を要する書類
- ・「法」は法人を、「個」は個人をそれぞれ表す。